

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第84号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(認定申請手数料等)</p> <p>第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="147 668 1084 1062"><thead><tr><th>申請の種類</th><th>手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>政令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請</td><td>[略]</td></tr><tr><td>政令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2・3 [略]</p>	申請の種類	手数料の額	[略]		政令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請	[略]	政令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請	[略]	[略]		<p>(認定申請手数料等)</p> <p>第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1155 668 2092 1062"><thead><tr><th>申請の種類</th><th>手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>政令第137条の12第11項の規定に基づく既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請</td><td>[略]</td></tr><tr><td>政令第137条の12第12項の規定に基づく既存の建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2・3 [略]</p>	申請の種類	手数料の額	[略]		政令第137条の12第11項の規定に基づく既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請	[略]	政令第137条の12第12項の規定に基づく既存の建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請	[略]	[略]	
申請の種類	手数料の額																				
[略]																					
政令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請	[略]																				
政令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請	[略]																				
[略]																					
申請の種類	手数料の額																				
[略]																					
政令第137条の12第11項の規定に基づく既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請	[略]																				
政令第137条の12第12項の規定に基づく既存の建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請	[略]																				
[略]																					
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。